

群馬大学大学院パブリックヘルス学環規程

令和 6. 4. 1 制 定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院パブリックヘルス学環（以下「学環」という。）に関し必要な事項は、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び群馬大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 学環は、公衆衛生の両輪である実践と研究のいずれの分野でも活躍できる卓越した能力を持ち、健康の格差を是正するための組織的な活動に寄与できる人材、及び生物統計学や疫学などの手法をはじめ、公衆衛生の専門家として必要となる知識・技能を修得させるとともに、多様な価値観や倫理観が行き交う現場で課題解決力を発揮するためのマネジメント力を有する高度専門家を育成することを目的とする。

(プログラム)

第3条 学環に、次のプログラムを置く。

社会健康医学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第4条 学環における授業科目、修得単位数及び履修方法は、別表第1（博士前期課程）及び別表第2（博士後期課程）のとおりとする。

(教育方法の特例)

第5条 学環における授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

2 教育方法の特例に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位の計算方法は、講義及び演習については、毎週1時間、実験及び実習については毎週2時間、各15週の授業時間数をもって1単位とする。

(指導教員)

第7条 学環長は、学生の研究指導を行うために、学生ごとに指導教員を定める。

(履修方法)

第8条 学生は、第4条に規定する授業科目のうちから、博士前期課程にあつては32単位以上、博士後期課程にあつては16単位以上を履修しなければならない。

2 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を、指導教員を経て学環長に届け出なければならない。

第8条の2 学環において、教育上有益と認めるときは、博士後期課程の学生に、博士前期課程の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、課程修了の要件となる単位としない。

(成績評価及び単位認定)

第9条 授業科目の成績の評価については、試験、学修状況等によって担当教員が行うものとし、単位の認定は、パブリックヘルス学環運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、学環長が行う。

(修了要件)

第10条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と学環長が認めた場合及び1年コースの場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と学環長が認めた場合は、1年以上（ただし、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程（他の大学院を含む）の在学期間と合わせて3年以上）在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第11条 学位論文の審査及び最終試験に関しては、別に定める。

(学位の授与)

第12条 博士前期課程を修了した者には、学位規則に定めるところにより、修士（社会健康医学）の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、学位規則に定めるところにより、博士（社会健康医学）の学位を授与する。

(特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第13条 大学院学則第49条から第51条までに定める特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関しては、別に定める。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学環に関して必要な事項は、学環長が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学環長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

科目区分		授 業 科 目	単 位			区分	履修方法
			講義	演習	実習		
大学院 共通科目	コミュニケーション	Research Skills - Presentation and Writing 効果的なプレゼンスキルとライティングスキル	2			必修	大学院共通科目については、「アカデミックコミュニケーション」から2単位、「データサイエンス」から2単位以上、「レギュラトリーサイエンス」から2単位の合計6単位以上を修得すること。
	データサイエンス	Pythonによる数理解析	2			選必	
		画像処理と実践応用演習	2			選必	
	レギュラトリーサイエンス	レギュラトリーサイエンス概論	2			必修	
連携 開放科目	医学一般	病態生理学	2			選必	連携開放科目については、「倫理」の研究倫理及び研究倫理(e-learning)を必修科目とし、合計6単位以上を修得すること。 医療系学部出身者は、必修科目の他に「医学一般」以外の科目から4単位以上を修得すること（「医学一般」は非医療系学部出身者が対象のため、履修しても修了要件単位に算入されない）。 医療系学部出身者以外は、必修科目の他に「医学一般」の科目2単位以上を含む4単位以上を修得すること。
		生理機能解析学（応用生理）	2			選必	
		病理学概論	2			選必	
		臨床医学概論A	2			選必	
		行動科学	1			選必	
	地域・国際保健	地域保健医療研究概論	2			選必	
		国際協力・保健学特論	2			選必	
	倫理	研究倫理	1			必修	
		研究倫理（e-learning）	1			必修	
		医療倫理学特論	2			選択	
	データサイエンス	統計・情報処理演習A		2		選必	
		情報医療学講義	2			選必	
		基礎保健データ解析学	2			選必	
		臨床試験演習		2		選必	
	ヘルスコミュニケーション	異文化コミュニケーション論	2			選必	
		医療人のための教育学Ⅰ	2			選必	
	ゲノム	ゲノム医科学演習		2		選必	
		遺伝学	1			選必	
教育 専門コア科目	環境保健学	環境保健学	2			必修	教育専門コア科目については、各領域から1科目以上修得すること。 ただし、必修科目である大学院共通科目のレギュラトリーサイエンス概論で行動科学の内容を扱うため、「社会医学・行動科学」の社会・環境医学講義Aの履修は選択とする。
	疫学	疫学	2			必修	
	統計学	臨床試験特論	2			選必	
		生物統計学	2			選必	
	医療政策学	医療政策学・医療経済学特論	2			必修	
	社会医学・行動科学	社会・環境医学講義A	2			選択	
	インターンシップ	インターンシップⅠ		1		選択	
		インターンシップⅡ		2		選択	
		国際インターンシップⅠ		1		選択	
		国際インターンシップⅡ		2		選択	
	特別研究	特別研究		12		必修	特別研究については、必修科目とする。

別表第 2（第 4 条関係）

科目 区分	授業科目の名称	単 位			区分	履修方法
		講義	演習	実習		
基礎 科目	研究倫理	1			必修	基礎科目から必修科目 2 単位を含めて 2 単位以上を修得すること。 パブリックヘルス学環博士前期課程で研究倫理及び研究倫理（e-learning）の単位を修得済の場合は、研究倫理の履修は不要であるが、別途既修得単位認定の申請を行ったうえで、研究倫理（e-learning）のみ修得すること。
	研究倫理（e-learning）	1			必修	
	医科学英語論文作成実習		1		選必	
	医療人のための教育学Ⅰ	2			選必	
	医療人のための教育学Ⅱ	2			選必	
	医学哲学・倫理学セミナー		2		選必	
	保健学特別セミナー	2			選必	
	社会貢献促進セミナー		2		選必	
専門 科目	臨床疫学特論	2			選必	専門科目から必修科目 2 単位を含めて 3 科目 6 単位以上を修得すること。
	システマティック・レビュー実習		1		選必	
	社会医学・行動科学	2			必修	
	医療政策学・医療経済学特講	2			選必	
	医療サービス研究・質評価実習		1		選必	
	医療の質・安全学講義Ⅰ	2			選必	
	医療の質・安全学演習		2		選必	
特別 研	パブリックヘルス特別研究		8		必修	パブリックヘルス特別研究については、必修科目とする。